

塩地法律事務所

(個人向け料金表)

※期間は目安です。

※表示価格はすべて消費税別になります。

サービス名	種類	内容	期間	料金目安		
一般法律相談	相談	日々の生活の中で起こるあらゆる事象について法的なアドバイスを提供します。	30分～	30分あたり	¥5,000	
債務整理	任意整理	借金やクレジット債務の圧縮(減額や長期分割払い)を求めて債権者と交渉します。	3年～5年	債権者の数× ¥25,000～	※案件によって異なります。	
	過払金の取戻し	借金の取引を法定利率に引き直して計算し、すでに元本が完済されて過払金が発生している場合に、取り戻します。	3ヶ月～1年			
	自己破産	裁判上の手続。換金できる高額な財産があれば、それらは債権者に平等に配当されますが、残りの借金は免除されます。	3ヶ月～1年	¥300,000～		
	個人再生	裁判上の手続。減額した債務を3年または5年で分割する再生計画どおりに返済すれば、残債務は免除されます。	3年～5年	¥400,000～		
財産管理	高齢者・障害者の財産管理	弁護士などの専門家を成年後見人として選任したり、任意後見人を選任するなどして財産を管理・保全します	裁判所の申し立て 1ヶ月～3ヶ月	¥100,000～ ※裁判所が選任した成年後見人に対して、毎月数万円程度の費用がかかります。		
親族関係	離婚	離婚にまつわる問題を解決します。 例.親権、婚姻費用分断請求、養育費、離婚後の面会交流、財産分与、慰謝料、年金分割など	1ヶ月～1年	¥100,000～ ※案件によって異なります	※案件によって異なります。	
遺産相続	遺言書作成 遺言執行	相続争いを避けるため、自筆証書遺言や公正証書遺言の作成のサポートをします。亡くなった後の遺言執行についても承ります。	1週間～1ヶ月	遺言書作成 簡易的なもの ¥50,000～ 定型なもの ¥100,000～ 非定型なもの ¥200,000～		
	遺産分割	相続人 遺産調査	遺産分割の前提として、相続人を確定する為の戸籍収集、相続財産を確認する為の不動産調査を行い、遺産目録および大まかな遺産分割案を作成します。	1ヶ月～1年	調査 ¥50,000～ 交渉 ¥150,000～ 調停 ¥300,000～	※案件によって異なります。
		協議(交渉)	他の相続人との間での遺産分割協議を代理します。			
		調停・審判	遺産分割について争いがある場合に、代理で交渉や家庭裁判所の調停手続で遺産分割の方法について協議します。まとまらない場合は、家庭裁判所による審判を求めます。			
相続放棄	遺産が不要という場合や、被相続人の負債が多いため相続したくないような場合等に、家庭裁判所に対して相続放棄の手続を行います。	1ヶ月～1年	標準費用 親子・夫婦 ¥30,000～ それ以外 ¥50,000～			
消費者問題	交渉	クーリング・オフ 解約・返金交渉 損害賠償請求	1ヶ月～2年	クーリング・オフ(定型) ¥20,000～ 交渉 ¥100,000～	※案件によって異なります	
	裁判	訴訟・調停				
その他の民事事件	交渉	一般民商事紛争、労使紛争、交通事故、その他の専門分野での紛争について解決を目指します。	※案件によって異なります。	※案件によって異なります	※案件によって異なります	
	調停					
	訴訟					
刑事事件	被疑者弁護	面会を通じたアドバイス・情報収集、関係者との連絡・面談、示談交渉、捜査期間との折衝等を行い、早期の釈放、訴訟を見据えた証拠の確保等を行います。	※案件によって異なります。	※案件によって異なります	※案件によって異なります	
	被告人弁護(一審)	保釈請求・勾留取消請求・面会を通じたアドバイス・情報収集、示談交渉、証拠の検討・収集、裁判所・捜査機関との折衝、証人尋問準備等を行います。 自白事件の場合は、執行猶予、減刑、否認事件の場合は全部ないし一部無罪判決の獲得を目指します。				
	上訴事件	保釈請求・勾留取消請求・面会を通じたアドバイス・情報収集、示談交渉、証拠の検討・収集、裁判所・捜査機関との折衝、控訴趣意書の作成等を行います。一審判決の破棄による減刑、全部または一部無罪の獲得を目指します。				

サービス名	種類	内容	期間	料金目安								
一般法律相談	相談	日々の生活の中で起こるあらゆる事象について法的なアドバイスを提供します。	30分～	30分あたり ¥5,000								
債務整理	任意整理	借金やクレジット債務の圧縮(減額や長期分割払い)を求めて債権者と交渉します。	3年～5年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>債権者の数× ¥25,000～</td> <td>①借金を減額できた10% ②過払金を取り戻せた額の20%</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	債権者の数× ¥25,000～	①借金を減額できた10% ②過払金を取り戻せた額の20%				
	着手金	報酬金										
	債権者の数× ¥25,000～	①借金を減額できた10% ②過払金を取り戻せた額の20%										
	過払金の取戻し	借金の取引を法定利率に引き直して計算し、すでに元本が完済されて過払金が発生している場合に、取り戻します。	3ヶ月～1年									
自己破産	裁判上の手続。換金できる高額な財産があれば、それらは債権者に平等に配当されますが、残りの借金は免除されます。	3ヶ月～1年	¥300,000～									
個人再生	裁判上の手続。減額した債務を3年または5年で分割する再生計画どおりに返済すれば、残債務は免除されます。	3年～5年	¥400,000～									
財産管理	高齢者・障害者の財産管理	弁護士などの専門家を成年後見人として選任したり、任意後見人を選任するなどして財産を管理・保全します	裁判所の申し立て 1ヶ月～3ヶ月	¥100,000～ ※これとは別途、裁判所が選任した成年後見人に対して、毎月数万円程度の費用がかかります。								
親族関係	離婚	離婚にまつわる問題を解決します。 例.親権、婚姻費用分断請求、養育費、離婚後の面会交流、財産分与、慰謝料、年金分割など	1ヶ月～1年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交渉 ¥100,000 ※5時間まで。超過1時間¥20,000</td> <td>離婚あるいは復縁が達成された場合 着手金と同額 ※ただし公正証書を作成する場合 ¥200,000</td> </tr> <tr> <td>調停 ¥200,000 ※調停から受任する場合¥300,000</td> <td>親権獲得が達成された場合 着手金の半額</td> </tr> <tr> <td>訴訟 ¥200,000 ※訴訟から受任する場合¥300,000</td> <td>婚姻費用、養育費、財産分与、慰謝料などを増額(減額)させた場合 増額(減額)の10% ※(養育費は2年分の金額をベースとします)</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	交渉 ¥100,000 ※5時間まで。超過1時間 ¥20,000	離婚あるいは復縁が達成された場合 着手金と同額 ※ただし公正証書を作成する場合 ¥200,000	調停 ¥200,000 ※調停から受任する場合 ¥300,000	親権獲得が達成された場合 着手金の半額	訴訟 ¥200,000 ※訴訟から受任する場合 ¥300,000	婚姻費用、養育費、財産分与、慰謝料などを増額(減額)させた場合 増額(減額)の10% ※(養育費は2年分の金額をベースとします)
着手金	報酬金											
交渉 ¥100,000 ※5時間まで。超過1時間 ¥20,000	離婚あるいは復縁が達成された場合 着手金と同額 ※ただし公正証書を作成する場合 ¥200,000											
調停 ¥200,000 ※調停から受任する場合 ¥300,000	親権獲得が達成された場合 着手金の半額											
訴訟 ¥200,000 ※訴訟から受任する場合 ¥300,000	婚姻費用、養育費、財産分与、慰謝料などを増額(減額)させた場合 増額(減額)の10% ※(養育費は2年分の金額をベースとします)											
遺産相続	遺言書作成 遺言執行	相続争いを避けるため、自筆証書遺言や公正証書遺言の作成のサポートをします。 亡くなった後の遺言執行についても承ります。	1週間～1ヶ月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>遺言書作成</th> <th>遺言執行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・定型的なもの ¥100,000 ・非定型なもの ¥200,000</td> <td>・経済的利益300万以下: ¥300,000 ・300万超～3000万円以下: 2%+¥240,000 ・3000万超～3億円以下: 1%+¥540,000 ・3億円超: 0.5%+¥2,040,000</td> </tr> </tbody> </table>	遺言書作成	遺言執行	・定型的なもの ¥100,000 ・非定型なもの ¥200,000	・経済的利益300万以下: ¥300,000 ・300万超～3000万円以下: 2%+¥240,000 ・3000万超～3億円以下: 1%+¥540,000 ・3億円超: 0.5%+¥2,040,000				
	遺言書作成	遺言執行										
	・定型的なもの ¥100,000 ・非定型なもの ¥200,000	・経済的利益300万以下: ¥300,000 ・300万超～3000万円以下: 2%+¥240,000 ・3000万超～3億円以下: 1%+¥540,000 ・3億円超: 0.5%+¥2,040,000										
	遺産分割	相続人 遺産調査	遺産分割の前提として、相続人を確定する為の戸籍収集、相続財産を確認する為の不動産調査、預金調査等を行い、遺産目録および大まかな遺産分割案を作成します。	1週間～3ヶ月	標準費用 ¥50,000～							
		協議(交渉)	他の相続人との間での遺産分割協議を代理します。	1ヶ月～1年	標準費用 ¥150,000～							
調停・審判		遺産分割について争いがある場合に、代理で交渉や家庭裁判所の調停手続で遺産分割の方法について協議します。まとまらない場合は、家庭裁判所による審判を求めます。	1ヶ月～1年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調停 ¥300,000～ 調停から審判への移行+¥100,000～</td> <td>・取得金額3000万円以下 取得金額の16% ・3000万～3億円以下 8%+¥240,000 ・3億円超 5%+¥11,400,000</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	調停 ¥300,000～ 調停から審判への移行+ ¥100,000～	・取得金額3000万円以下 取得金額の16% ・3000万～3億円以下 8%+¥240,000 ・3億円超 5%+¥11,400,000				
着手金	報酬金											
調停 ¥300,000～ 調停から審判への移行+ ¥100,000～	・取得金額3000万円以下 取得金額の16% ・3000万～3億円以下 8%+¥240,000 ・3億円超 5%+¥11,400,000											
相続放棄	遺産が不要という場合や、被相続人の負債が多いため相続したくないような場合等に、家庭裁判所に対して相続放棄の手続を行います。	1ヶ月～1年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>標準費用</th> <th>それ以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>親子・夫婦 ¥30,000</td> <td>¥50,000</td> </tr> </tbody> </table>	標準費用	それ以外	親子・夫婦 ¥30,000	¥50,000					
標準費用	それ以外											
親子・夫婦 ¥30,000	¥50,000											
消費者問題	交渉 クーリング・オフ 解約・返金交渉 損害賠償請求 裁判 訴訟・調停	悪質商法等による消費者被害に関し、クーリング・オフ書面の送付、解約交渉、減額・返金交渉、損害賠償請求交渉を行います。交渉で解決しない場合は、裁判手続による被害回復を目指します。	1ヶ月～2年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クーリング・オフ(定型) ¥20,000 交渉 ¥100,000～ 裁判 その他民事事件に準ずる</td> <td>クーリング・オフ(定型) ¥0 ※交渉期間1週間以内の場合 交渉 ¥100,000～ 裁判 その他民事事件に準ずる</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	クーリング・オフ(定型) ¥20,000 交渉 ¥100,000～ 裁判 その他民事事件に準ずる	クーリング・オフ(定型) ¥0 ※交渉期間1週間以内の場合 交渉 ¥100,000～ 裁判 その他民事事件に準ずる				
着手金	報酬金											
クーリング・オフ(定型) ¥20,000 交渉 ¥100,000～ 裁判 その他民事事件に準ずる	クーリング・オフ(定型) ¥0 ※交渉期間1週間以内の場合 交渉 ¥100,000～ 裁判 その他民事事件に準ずる											
その他の民事事件	交渉	一般民商事紛争、労使紛争、交通事故、その他の専門分野での紛争について解決を目指します。	交渉	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済的利益300万円以下 ¥100,000※5時間まで 300万円以上 ¥150,000～¥300,000</td> <td>経済的利益300万円以下 利益の16%</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	経済的利益300万円以下 ¥100,000 ※5時間まで 300万円以上 ¥150,000～¥300,000	経済的利益300万円以下 利益の16%				
	着手金		報酬金									
	経済的利益300万円以下 ¥100,000 ※5時間まで 300万円以上 ¥150,000～¥300,000		経済的利益300万円以下 利益の16%									
調停	調停	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経済的利益300万円以下 利益の8% 300万円以上 利益の5%+¥90,000</td> <td>300万円以上 利益の10%+¥180,000</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	経済的利益300万円以下 利益の8% 300万円以上 利益の5%+¥90,000	300万円以上 利益の10%+¥180,000						
着手金	報酬金											
経済的利益300万円以下 利益の8% 300万円以上 利益の5%+¥90,000	300万円以上 利益の10%+¥180,000											
訴訟	訴訟	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 再逮捕 追加¥100,000/1件</td> <td>勾留中釈放の場合 ¥300,000 不起訴の場合 ¥200,000</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 再逮捕 追加¥100,000/1件	勾留中釈放の場合 ¥300,000 不起訴の場合 ¥200,000						
着手金	報酬金											
標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 再逮捕 追加¥100,000/1件	勾留中釈放の場合 ¥300,000 不起訴の場合 ¥200,000											
刑事事件	被疑者弁護	面会を通じたアドバイス・情報収集、関係者との連絡・面談、示談交渉、捜査期間との折衝等を行い、早期の釈放、訴訟を見据えた証拠の確保等を行います。	1週間～3週間	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥100,000/1件 追起訴 追加¥100,000/1件</td> <td>釈放の場合(保釈・勾留取消等) 保釈保証金の10% (最低¥150,000) 執行猶予 ¥100,000～¥300,000 無罪 ¥500,000～着手金と同額</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥100,000/1件 追起訴 追加¥100,000/1件	釈放の場合(保釈・勾留取消等) 保釈保証金の10% (最低¥150,000) 執行猶予 ¥100,000～¥300,000 無罪 ¥500,000～着手金と同額				
	着手金	報酬金										
	標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥100,000/1件 追起訴 追加¥100,000/1件	釈放の場合(保釈・勾留取消等) 保釈保証金の10% (最低¥150,000) 執行猶予 ¥100,000～¥300,000 無罪 ¥500,000～着手金と同額										
被告人弁護(一審)	保釈請求・勾留取消請求・面会を通じたアドバイス・情報収集、示談交渉、証拠の検討・収集、裁判所・捜査機関との折衝、証人尋問準備等を行います。 自白事件の場合は、執行猶予、減刑、否認事件の場合は全部ないし一部無罪判決の獲得を目指します。	2ヶ月～1年	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥200,000/1件</td> <td>一審より刑が減刑された場合 ¥100,000 その他被告人弁護(一審)の基準 +¥100,000</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥200,000/1件	一審より刑が減刑された場合 ¥100,000 その他被告人弁護(一審)の基準 +¥100,000					
着手金	報酬金											
標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥200,000/1件	一審より刑が減刑された場合 ¥100,000 その他被告人弁護(一審)の基準 +¥100,000											
上訴事件	保釈請求・勾留取消請求・面会を通じたアドバイス・情報収集、示談交渉、証拠の検討・収集、裁判所・捜査機関との折衝、控訴趣意書の作成等を行います。一審判決の破棄による減刑、全部または一部無罪の獲得を目指します。	2ヶ月～6ヶ月	<table border="1"> <thead> <tr> <th>着手金</th> <th>報酬金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥200,000/1件</td> <td>一審より刑が減刑された場合 ¥100,000 その他被告人弁護(一審)の基準 +¥100,000</td> </tr> </tbody> </table>	着手金	報酬金	標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥200,000/1件	一審より刑が減刑された場合 ¥100,000 その他被告人弁護(一審)の基準 +¥100,000					
着手金	報酬金											
標準 ¥300,000 困難 ¥500,000～ 被害者弁護からの継続の場合 追加¥200,000/1件	一審より刑が減刑された場合 ¥100,000 その他被告人弁護(一審)の基準 +¥100,000											